

# 介護保険制度

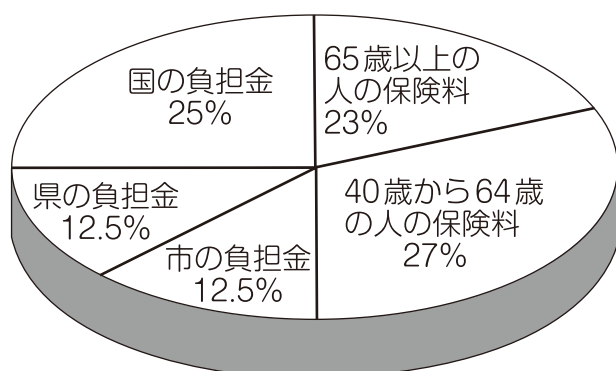
介護保険は、40歳以上の人が入会し、介護を必要とする方々が住みなれた地域で、できる限り自立した生活ができるように、社会全体で支えるためにつくられた制度です。

|             | 第1号被保険者                    | 第2号被保険者                                        |
|-------------|----------------------------|------------------------------------------------|
| 対 象 者       | 65歳以上の人                    | 40歳から64歳までの医療保険に加入している人                        |
| サービスを利用できる人 | 原因を問わず介護や支援が必要であると「認定」された人 | 初老期認知症や脳血管疾患など下記の特定期間が原因で、介護や支援が必要であると「認定」された人 |

※第2号被保険者の場合、介護保険で対象となる病気(特定疾患)には、次の16種類が指定されています。

- がん（医師が一般的に認められている医学的見地に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

## 介護保険の財源



65歳以上の人にご負担いただく介護保険料は、各市町村で3年に一度見直され、市で介護サービス給付費等にかかる総費用（利用者負担分は除く）の23%を65歳以上の人数で割った額になります。

令和6年度から令和8年度の3年間の介護サービス等の費用に必要となる介護保険料を見直したところ、介護保険料の基準額は【月額6,000円】となりました。



# 介護保険料

## 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

### 決め方

令和6年中の本人の所得、令和7年度の世帯の市民税課税状況などに応じて下記の13段階に分けられます。

| 段 階   | 所得等の範囲                                                                                                                                                   |                     | 基準額に対する割合 | 年額保険料    | 月額保険料   |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-----------|----------|---------|
| 第1段階  | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護の受給者</li> <li>老齢福祉年金受給者(※1)で、世帯全員が市民税非課税の人</li> <li>世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額及び合計所得金額(※2)の合計が80.9万円以下の人</li> </ul> |                     | ×0.285    | 20,520円  | 1,710円  |
| 第2段階  | 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額及び合計所得金額(※2)の合計が                                                                                                                     | 80.9万円を超え、120万円以下の人 | ×0.485    | 34,920円  | 2,910円  |
| 第3段階  |                                                                                                                                                          | 120万円を超える人          | ×0.685    | 49,320円  | 4,110円  |
| 第4段階  | 本人が市民税非課税（同一世帯に市民税課税者がいる）で、課税年金収入額及び合計所得金額(※2)の合計が                                                                                                       | 80.9万円以下の人          | ×0.9      | 64,800円  | 5,400円  |
| 第5段階  |                                                                                                                                                          | 80.9万円を超える人         | 基準額       | 72,000円  | 6,000円  |
| 第6段階  | 本人が市民税課税で、合計所得金額が                                                                                                                                        | 120万円未満の人           | ×1.2      | 86,400円  | 7,200円  |
| 第7段階  |                                                                                                                                                          | 120万円以上210万円未満の人    | ×1.3      | 93,600円  | 7,800円  |
| 第8段階  |                                                                                                                                                          | 210万円以上320万円未満の人    | ×1.5      | 108,000円 | 9,000円  |
| 第9段階  |                                                                                                                                                          | 320万円以上420万円未満の人    | ×1.7      | 122,400円 | 10,200円 |
| 第10段階 |                                                                                                                                                          | 420万円以上520万円未満の人    | ×1.9      | 136,800円 | 11,400円 |
| 第11段階 |                                                                                                                                                          | 520万円以上620万円未満の人    | ×2.1      | 151,200円 | 12,600円 |
| 第12段階 |                                                                                                                                                          | 620万円以上720万円未満の人    | ×2.3      | 165,600円 | 13,800円 |
| 第13段階 |                                                                                                                                                          | 720万円以上の人           | ×2.4      | 172,800円 | 14,400円 |

(※1) 「老齢福祉年金」とは、明治44年4月1日以前に生まれた人、または大正5年4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受給できる年金です。

(※2) 「合計所得金額」とは、収入金額から公的年金控除や給与所得控除、長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除、必要経費を控除した後の金額のことで、人的控除等の控除をする前の所得金額です。

市民税非課税の方（第1～5段階）については、さらに公的年金等に係る雑所得を差し引くとともに、合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得（所得金額調整控除に該当している場合は、その調整控除前の金額）から10万円を控除します。

## 納め方

65歳になる誕生日の前日の属する月の分から納めます。

例：5月1日が誕生日の人は4月分から納めます。

5月2日が誕生日の人は5月分から納めます。

年金が年額18万円以上の人は、年金から天引きとなります（特別徴収）。18万円未満の人や65歳になってからしばらくは、納付書または口座振替で納めます（普通徴収）。

## 40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の保険料

### 決め方と納め方

加入している医療保険によってそれぞれ違います。

| 区 分   | 国民健康保険加入者                        | 国民健康保険以外の保険の加入者                                   |
|-------|----------------------------------|---------------------------------------------------|
| 決 め 方 | 所得や世帯にいる40～64歳の介護保険対象者の人数で決まります。 | 加入する保険ごとに設定される計算方法によって決まります。                      |
| 納 め 方 | 国民健康保険税として医療保険分と介護保険分をあわせて納めます。  | 医療保険料として給料から天引きされます。詳しくは、加入している医療保険の保険者に確認してください。 |

### 介護保険料を滞納していると自己負担が増えることがあります

納めている方との負担の公平を図るため、介護保険料の滞納期間に応じて次のように保険給付が制限されます。

#### (1) 1年以上滞納

利用者がサービス費用の全額をいったん自己負担しますが、申請により保険給付額が払い戻しされます。

#### (2) 1年6か月以上滞納

利用者がサービス費用の全額を自己負担しますが、後で払い戻しされる保険給付額が差し止められ、滞納保険料に充てられます。

#### (3) 2年以上滞納

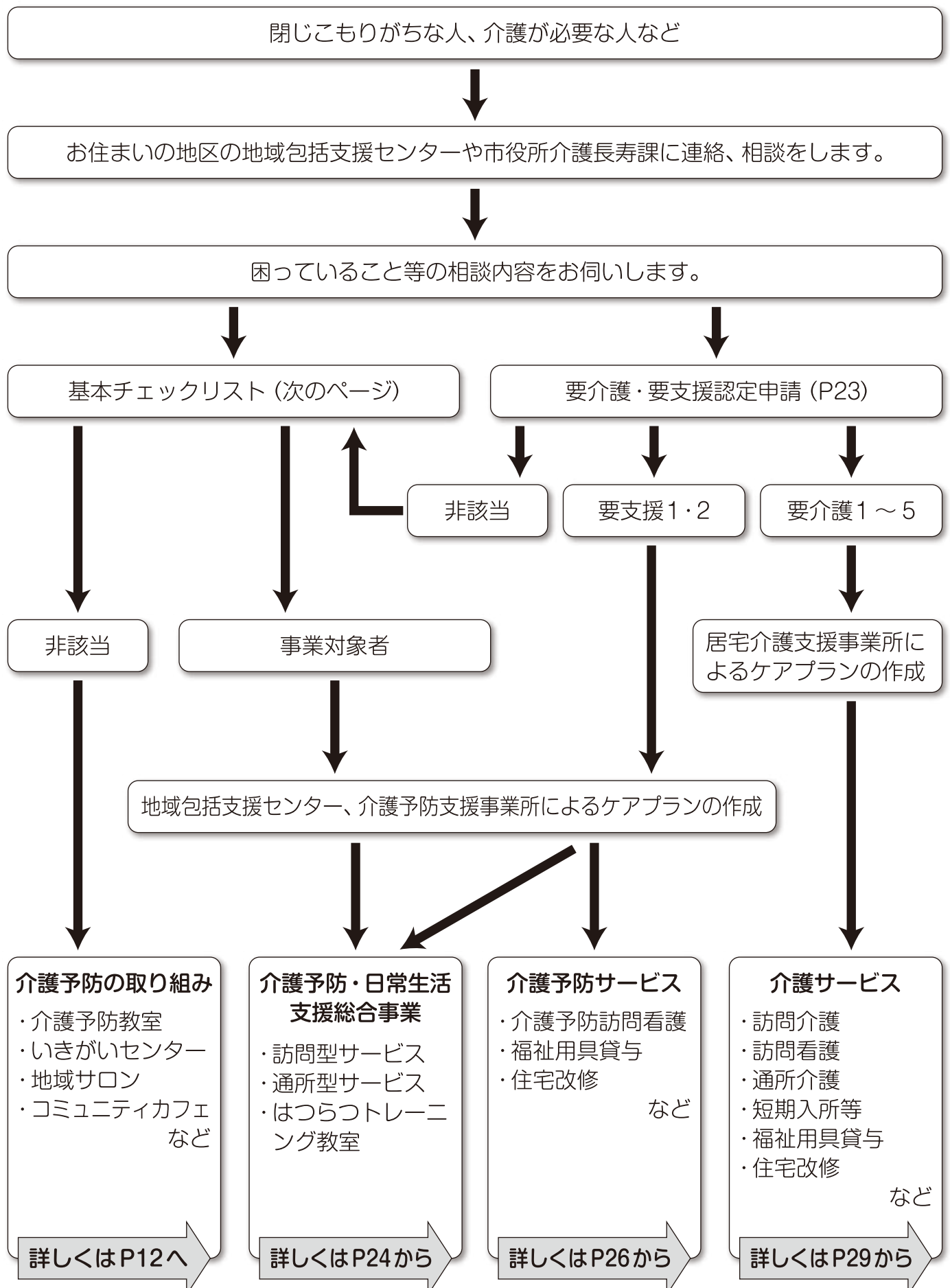
保険料の未納期間に応じて一定期間、自己負担が3割（3割負担の方は4割）に引き上げられます。また、高額介護サービス費の支給などが受けられなくなります。

### どうしても保険料を支払えなくなったときはどうすればいいの？

災害により自宅などが著しい損害を受けた、または生計維持者の傷病等の影響により収入が減少したなどの特別な事情で納付が困難な方は、保険料の減免を受けられる場合があります。分割納付のご相談も受け付けておりますので、介護長寿課まで相談してください。



## サービス利用の流れ



## 基本チェックリスト

■ 枠の○の数が多い場合や、気になる人は地域包括支援センターにご相談ください。

| 基本チェックリスト |                                                                    | 回 答<br>○をつけてください |     | ■ 枠の○<br>の数は？   |
|-----------|--------------------------------------------------------------------|------------------|-----|-----------------|
| 1         | バスや電車で1人で外出していますか                                                  | は                | いいえ | 生活機能全般<br><br>個 |
| 2         | 日用品の買物をしていますか                                                      | は                | いいえ |                 |
| 3         | 預貯金の出し入れをしていますか                                                    | は                | いいえ |                 |
| 4         | 友人の家を訪ねていますか                                                       | は                | いいえ |                 |
| 5         | 家族や友人の相談にのっていますか                                                   | は                | いいえ |                 |
| 6         | 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか                                              | は                | いいえ | 運動器の機能<br><br>個 |
| 7         | 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか                                       | は                | いいえ |                 |
| 8         | 15分位続けて歩いていますか                                                     | は                | いいえ |                 |
| 9         | この1年間に転んだことがありますか                                                  | は                | いいえ |                 |
| 10        | 転倒に対する不安は大きいですか                                                    | は                | いいえ |                 |
| 11        | 6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか                                           | は                | いいえ | 栄養状態            |
| 12        | 身長                  cm    体重                  kg<br>※BMIが18.5未満ですか | は                | いいえ | 個               |
| 13        | 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか                                            | は                | いいえ | 口腔機能<br><br>個   |
| 14        | お茶や汁物等でむせることがありますか                                                 | は                | いいえ |                 |
| 15        | 口の渇きが気になりますか                                                       | は                | いいえ |                 |
| 16        | 週に1回以上は外出していますか                                                    | は                | いいえ | 閉じこもり           |
| 17        | 昨年と比べて外出の回数が減っていますか                                                | は                | いいえ | 個               |
| 18        | 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか                                   | は                | いいえ | 認知症<br><br>個    |
| 19        | 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか                                        | は                | いいえ |                 |
| 20        | 今日が何月何日かわからない時がありますか                                               | は                | いいえ |                 |
| 21        | (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない                                               | は                | いいえ | うつ病<br><br>個    |
| 22        | (ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった                                   | は                | いいえ |                 |
| 23        | (ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる                                 | は                | いいえ |                 |
| 24        | (ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない                                            | は                | いいえ |                 |
| 25        | (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする                                           | は                | いいえ |                 |

※BMI＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

# 要介護・要支援認定申請から介護保険サービス利用まで

## 1. 介護認定の申請をします

申請に必要なもの

- ・申請書
- ・介護保険証  
(40～64歳の方は医療保険資格情報が確認できるもの)
- ・個人番号カード など

次のところでも申請を代行してもらうことができます。

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業所

## 2. 認定調査を受けます

### 訪問調査

調査員が自宅や病院などを訪問し、心身の状態について、本人や家族などから聞き取り調査をします。

### 主治医意見書

市から本人の主治医に依頼し、作成してもらいます。生活機能が低下した原因の傷病や治療内容、心身の状態について記載した書類です。作成のために受診が必要な場合があります。

## 3. 認定結果が届きます

認定調査の結果や主治医意見書の内容などから介護認定審査会で判定を行い、市から認定結果を通知します。  
結果の区分：非該当、要支援1・2、要介護1～5

### 介護認定審査会

保健、医療、福祉の専門家で構成される会議で、一人ひとりの介護の必要性について審査・判定を行います。

## 4. ケアプランの作成を依頼します

サービスを利用するために必要な計画書を「ケアプラン」といい、本人の心身の状態などに基づいて決められたサービス内容や利用回数などが記載されています。

要支援1・2の方 地域包括支援センター、介護予防支援事業所

要介護1～5の方 居宅介護支援事業所

に依頼して作成してもらいます。

※ 施設サービス（P33）を利用する場合は、入所する施設に依頼することになります。

## 5. サービスを利用します

利用できるサービスの種類

要支援1・2の方 介護予防・日常生活支援総合事業（P24から）、介護予防サービス（P26から）

要介護1～5の方 介護サービス（P29から）

# 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、心身の状態の維持・改善と、悪化の予防を目的としたサービスです。

サービスを利用した場合は1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）が自己負担となります。

|       | 1か月あたりの利用限度額 | 利用者負担額（1割の場合） |
|-------|--------------|---------------|
| 事業対象者 | 50,320円      | 5,032円        |
| 要支援1  | 50,320円      | 5,032円        |
| 要支援2  | 105,310円     | 10,531円       |

## 自宅で受けられるサービス

自宅を訪問し介護予防を目的とした食事や入浴などの支援を行います。

### ◆訪問介護相当サービス

訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、入浴介護等の身体介護及び生活支援（家事援助）を行います。

| 自己負担（1割の場合）のめやす |        |             |      |
|-----------------|--------|-------------|------|
| 1か月あたり          |        | 1回あたり       |      |
| 週1回程度           | 1,176円 | 訪問介護相当サービス  | 287円 |
| 週2回程度           | 2,349円 | 20分～45分生活援助 | 179円 |
| 週2回超程度          | 3,727円 | 45分以上生活援助   | 220円 |
|                 |        | 短期間の身体介護    | 163円 |

### ◆生活支援訪問サービス

訪問介護員（ホームヘルパー）または一定の研修修了者（ののいちケアサポーター）が訪問し、買い物や掃除等の生活援助（家事援助）を行います。

| 自己負担（1割の場合）のめやす |        |             |      |
|-----------------|--------|-------------|------|
| 1か月あたり          |        | 1回あたり       |      |
| 週1回程度           | 940円   | 20分～45分生活援助 | 179円 |
| 週2回程度           | 1,879円 | 45分以上生活援助   | 220円 |
| 週2回超程度          | 2,981円 |             |      |

※訪問介護相当サービスと生活支援訪問サービスを併用する場合は、1回あたりの単価を使用することになります。

※併用する場合は、訪問介護相当サービスの1か月あたりの単価が上限となります。

※加算減算については、訪問介護相当サービスは予防給付に準じ、生活支援訪問サービスは初回加算200円等があります。

## 日帰りで施設に通って受けられるサービス

食事や入浴、生活機能の維持向上のためのサービスなどが受けられます。

### ◆通所介護相当サービス

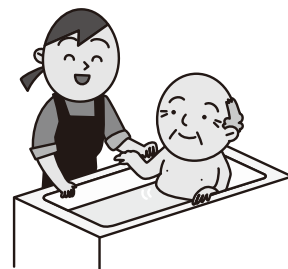
施設において、看護師や介護福祉士等の専門職の支援により日常生活における機能訓練等を行います。

#### 自己負担（1割の場合）のめやす（1か月）

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 要支援1または週1回程度の事業対象者 | 1,798 円 |
| 要支援2または週2回程度の事業対象者 | 3,621 円 |

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に食費等の実費もかかります。



### ◆自立支援通所サービス

施設において、介護福祉士又は一定研修修了者による体操や交流を行います。

#### 自己負担（1割の場合）のめやす（1か月）

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 要支援1または週1回程度の事業対象者 | 1,438 円 |
| 要支援2または週2回程度の事業対象者 | 2,896 円 |

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に食費等の実費もかかります。

### ◆はつらつトレーニング教室

筋力トレーニング等の運動を行うことにより、筋力やバランス能力向上や日常生活の改善を図ります。期間は3か月（25回）、週2回です。必要に応じて最大、6か月まで延長します。

#### 参加費（希望者は送迎あり。欠席した場合、返還なし）

|                 |                              |         |
|-----------------|------------------------------|---------|
| 要支援1・要支援2・事業対象者 | 3か月（25回）まで                   | 5,000 円 |
|                 | 4か月目以降6か月までは1か月毎（1か月あたり8回まで） | 1,200 円 |

# 介護予防サービス

介護予防サービスは、心身の状態の維持・改善と、悪化の予防を目的としたサービスです。

要介護度ごとに利用できる限度額が決められており、限度額の範囲内でサービスを利用した場合は、1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）が自己負担となります。限度額を超えた場合は全額自己負担となります。

（各サービスの自己負担のめやすは一例です。詳細は、各事業所や地域包括支援センターにお問い合わせください。）

| 要介護度  | 1か月あたりの利用限度額 | 利用者負担額（1割の場合） |
|-------|--------------|---------------|
| 要支援 1 | 50,320円      | 5,032円        |
| 要支援 2 | 105,310円     | 10,531円       |

## 自宅で受けられるサービス

### ◆介護予防訪問入浴介護

入浴車で訪問し、入浴時の支援を行います。

#### 自己負担（1割の場合）のめやす

|   |   |      |
|---|---|------|
| 1 | 回 | 856円 |
|---|---|------|

### ◆介護予防訪問リハビリテーション

専門家が訪問し、体操やリハビリなどの指導を行います。

#### 自己負担（1割の場合）のめやす

|   |   |      |
|---|---|------|
| 1 | 回 | 298円 |
|---|---|------|

### ◆介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養上の管理や指導を行います。

#### 自己負担（1割の場合）のめやす

| 医師の場合（月2回まで）        |    |      |
|---------------------|----|------|
| 単一建物居住者1人に対して行う場合   | 1回 | 515円 |
| 単一建物居住者2～9人に対して行う場合 | 1回 | 487円 |
| 上記以外の場合             | 1回 | 446円 |

### ◆介護予防訪問看護

看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上の支援や診療補助を行います。

#### 自己負担（1割の場合）のめやす

|                    |               |    |        |
|--------------------|---------------|----|--------|
| 訪問看護ステーションから訪問する場合 | 20分未満         | 1回 | 303円   |
|                    | 30分未満         | 1回 | 451円   |
|                    | 30分～1時間未満     | 1回 | 794円   |
|                    | 1時間以上1時間30分未満 | 1回 | 1,090円 |

## 日帰りで施設に通って受けられるサービス

### ◆介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを受けられます。

※共通のサービスに加えて

- 筋力トレーニングなどの機能訓練（運動器機能向上）
- 食事に関する指導など（栄養改善）
- 口の中の手入れ方法や飲み込み訓練指導など（口腔機能向上）

などのメニューを必要に応じて利用できます。

**自己負担（1割の場合）のめやす（1か月）**

|         |         |
|---------|---------|
| 要 支 援 1 | 2,268 円 |
| 要 支 援 2 | 4,228 円 |

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に食費等の実費もかかります。



## 短期間施設に泊まって受けられるサービス

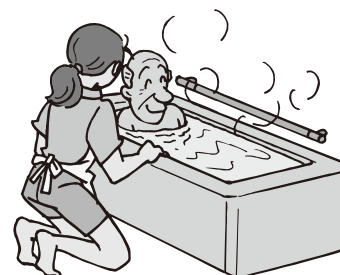
### ◆介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、介護予防を目的とした食事や入浴などの介護や生活全般の支援、機能訓練が受けられます。

**自己負担（1割の場合）のめやす（1日）**

**単独型施設の場合**

| 要 介 護 度 | 従来型個室・多床室 | ユニット型個室等 |
|---------|-----------|----------|
| 要 支 援 1 | 479 円     | 561 円    |
| 要 支 援 2 | 596 円     | 681 円    |



### ◆介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした看護や医学的管理下の介護、機能訓練などが受けられます。

**自己負担（1割の場合）のめやす（1日）**

**介護老人保健施設の場合**

| 要 介 護 度 | 従来型個室 | 多 床 室 | ユニット型個室等 |
|---------|-------|-------|----------|
| 要 支 援 1 | 579 円 | 613 円 | 624 円    |
| 要 支 援 2 | 726 円 | 774 円 | 789 円    |

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に滞在費、食費等の実費もかかります。

## 施設に入って利用するサービス

### ◆介護予防特定施設入居者生活介護

住宅型有料老人ホームなどで、介護予防を目的とした食事や入浴などの介護や生活全般の支援、機能訓練などが受けられます。

#### 自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

|         |       |
|---------|-------|
| 要 支 援 1 | 183 円 |
| 要 支 援 2 | 313 円 |

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に、入居一時金、食費等の実費もかかります。

## その他のサービス

### ◆地域密着型サービス

介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護予防小規模多機能型居宅介護 など

34ページをご覧ください。

### ◆在宅介護の環境を整えるサービス

介護予防福祉用具貸与

介護予防福祉用具購入費の支給

介護予防住宅改修費の支給

} 32ページをご覧ください。

